

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年7月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600020号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600018号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年2月20日、喪失年月日を同年5月16日に訂正し、同年2月から同年4月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成29年2月から同年4月までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年2月20日から同年5月16日まで

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の記録がない。雇用契約書、給与明細書等を提出するので、将来受給する年金額が減額される可能性があっても、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る雇用契約書、(平成)29年3月度給与明細書、同年4月度給与明細書、同年5月度給与明細書(以下、併せて「給与明細書」という。)及び平成29年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者となるべき要件を満たす雇用形態でA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給与明細書及び源泉徴収票により、請求者は請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成29年2月20日、喪失年月日は同年5月16日であると認められ、当該期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答、給与明細書及び雇用契約書により、20万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600080号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600008号

第1 結論

昭和58年*月から同年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年*月から同年*月まで

私は、国民年金の加入手続については関与していないが、A市の実家に住む母親から「自分で払いなさい」と言われ、当時居住していたB市の自宅に国民年金保険料の納付書を郵送してもらったことは覚えている。昭和58年*月に就職し、会社から冬季賞与が支給されたので、同年*月にそのお金でC社会保険事務所(当時)の窓口で、母親から郵送してもらった納付書を使用して、それまで未納とされていた請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社から冬季賞与が支給されたので、A市の実家に住む母親から郵送してもらった納付書を使用して、昭和58年*月にC社会保険事務所です請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*において、国民年金被保険者資格取得年月日を昭和58年*月*日とする処理が昭和62年11月12日に行われたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続時期は、同年11月頃と推認される。

したがって、上述の加入手続時期の前までは、請求者は国民年金に未加入であり、また、上述の手続きが行われた時点で、請求期間の国民年金保険料については、保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者の実家があるA市

を管轄するD社会保険事務所（当時）が、同市に払い出した国民年金番号及びその番号に係る被保険者氏名が記録されている国民年金手帳記号番号払出簿を、昭和 58 年＊月から同年＊月までの期間について、目視確認を行ったが、請求者の氏名を確認することができない。

さらに、A市及びB市は、請求期間における国民年金に関する資料（受付処理簿、被保険者名簿、電算データ等）については、保存期限経過等の理由により、保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。